

社会保険 とっとり

vol.595

2020
11

今月の記事

- 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します
- 交通事故によるケガで健康保険証は使える？
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第78回 ～テレワークの健康影響と対策～
- 皆様の職場へ運動指導者を派遣します(無料)



岩美町 羽尾海岸

アクリル画 30号

(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合

健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を延長等します

令和2年8月から12月までの間に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、報酬が著しく下がった方のうち、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。また、**既に特例改定を受けた方**のうち、一定の条件に該当する場合は、**9月から適用された定時決定を特例により変更可能**です。



※令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく下がった方についても、令和3年1月末まで申請を受け付けています。

対象となる方

① 新たに休業により報酬が著しく低下した方の特例(次のすべてに該当する方が対象)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年8月から12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
※ 固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)

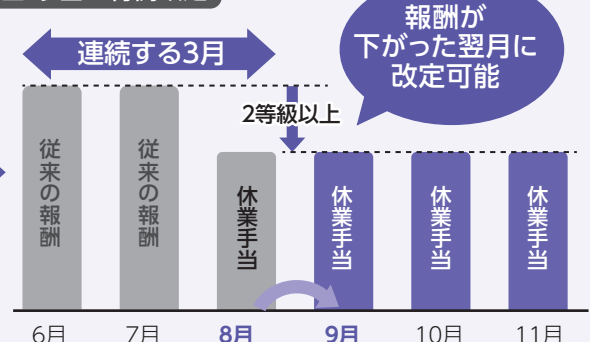
例えば 8月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の11月に改定となります。

■ 通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
9月から改定が可能となります。

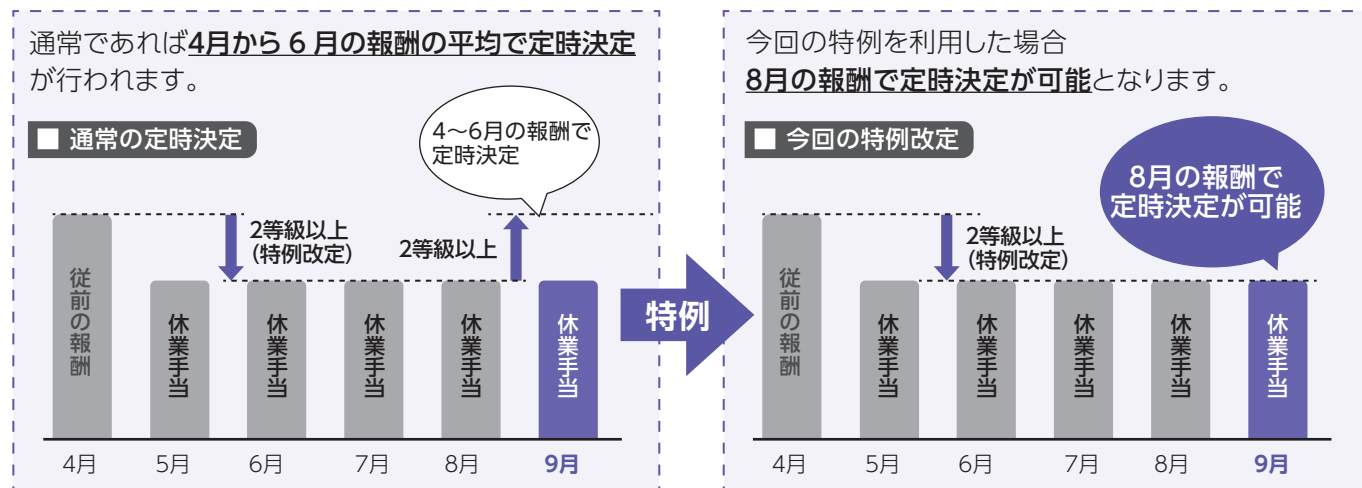
■ 今回の特例改定



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

② 4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例 (次のすべてに該当する方が対象)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
- 8月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している(前述 ①と同様です。)



※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる保険料

- 休業により報酬等が急減した月(②の場合は8月となります。)の翌月以降の保険料が対象となります。
※令和3年2月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- 月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。
※管轄の年金事務所へ郵送してください。(窓口へのご提出も可能です。)
- ※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- ※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。
- ※「対象となる方」の①に該当する方は「8～12月を急減月とする場合」の月額変更届(特例改定用)を、②に該当する方は「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届(定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料)を使用してください。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者
ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

受付時間 月～金曜日: 午前8時30分～午後7時 第2土曜日: 午前9時30分～午後4時



↓ より詳しくお知りになりたい方はこちら

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>

※併せて標準報酬月額の特例改定の延長等のQ&Aもご覧ください。



協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

交通事故によるケガで健康保険証は使える？

Q 協会けんぽの加入者です。先日、自動車同士の事故に遭い、軽いケガをしました。相手の保険会社と治療費についての話し合いの際、健康保険での治療を勧められました。交通事故で健康保険は使えないと思っていたのですが、使ってもかまいませんか？

A 交通事故でも健康保険で治療できる場合があります。ただし、健康保険を使用する場合は、「第三者等の行為による傷病届」（自損事故の場合は「負傷原因届」）の提出が必要です。まずは、下のチャートで健康保険で治療できるケースかどうか、ご確認ください。

交通事故にあつてケガをした



業務上・通勤途上の交通事故ですか？

はい

健康保険は使えません

法人の役員等は状況により取扱いが異なります。詳しくはレセプトグループまでお問い合わせください。

業務上・通勤途上の交通事故によるケガは、労災保険の対象となる場合があります。

労災保険の認定等、詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

労働基準監督署	電話番号
鳥取労働基準監督署	0857-24-3211
倉吉労働基準監督署	0858-22-6274
米子労働基準監督署	0859-59-0023

いいえ

加害者がいない自損事故(*)ですか？

はい

健康保険で治療可能です
協会けんぽへ「負傷原因届」をご提出ください。

届出の様式は、協会けんぽホームページから入手可能です。

(*)過失の大小にかかわらず、ケガをした場合の相手方を加害者といいますが、自損事故により、同乗者がケガをした場合は、運転手が加害者となります。

いいえ

事故関係者(加害者・損害保険会社)と治療費負担について話し合ってください

健康保険を使用する

協会けんぽへ「第三者等の行為による傷病届」をご提出ください。

届出の様式は、協会けんぽホームページから入手可能です。

健康保険を使用しない
(加害者または損害保険会社が支払う)

協会けんぽへの届出は不要です

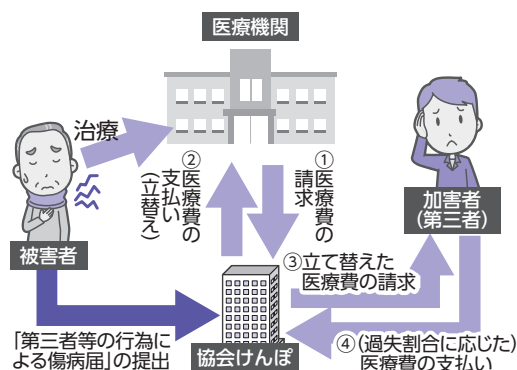
「第三者等の行為による傷病届」はなぜ必要なの？

交通事故などの第三者等の行為によるケガの治療に必要な医療費は、本来加害者が負担すべきものです。

健康保険で治療を受けたときは、協会けんぽが加害者(損害保険会社等)に代わって立て替えたことになり、あとで協会けんぽから加害者に請求することになります。

その事実確認のために「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要になります。

しかし、届出がないと、加害者への請求ができなくなり、協会けんぽの財政を圧迫する原因となってしまいますので、必ず届出をしてください。



お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 レセプトグループ

☎ 0857-25-0053

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送可能です。

↓ 各種申請書はこちらからダウンロードできます！

協会けんぽ 鳥取 検索
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



第78回 テレワークの健康影響と対策

▼テレワークの急速な広がり

新型コロナウイルス感染症対策として企業におけるテレワークが急速に広まりました。都市部やIT企業等では、多くの労働者が既に実施しています。鳥取県では、新型感染症の広がり次第では、今後導入されていく可能性があります。メリットだけではなく、特に心身の健康面でのデメリットに注意しておく必要があります。

▼心配される健康影響

現時点では、はっきりした統計があるわけではありませんが、いくつかの指摘があります。まずは、身体活動量の低下です。自宅での時間が長くなり、運動量が減り、肥満のリスクが高まります。一日中椅子に座ってパソコンをしていると首、肩、背中のこりなどをきたすことがあります。あまりに動かないと深部静脈血栓（いわゆるエコノミークラス症候群）も起こりえます。もしも下肢に血栓ができれば、肺塞栓、脳梗塞になる可能性もあります。仕事と私生活のオン・オフがわかりづらくなり、長時間労働や生活リズムの乱れ、睡眠障害も起こりえます。その他、食生活の乱れ、飲酒、喫煙など依存性のある物質の過剰使用、さらにギャンブルやインターネットのやりすぎも心配されます。最も心配なのは、対面での仕事ができないと、従業員間での相手の反応や表情を確認しながらのコミュニケーションが不足し、職場における自分の存在意義が見いだせず、不安感に襲われ、メンタル不調をきたす可能性です。家族が近くにいる状態でのテレワークは利点もありますが、仕事に集中できる環境が自宅にないと、逆にストレスになる場合もあります。

▼企業側の配慮

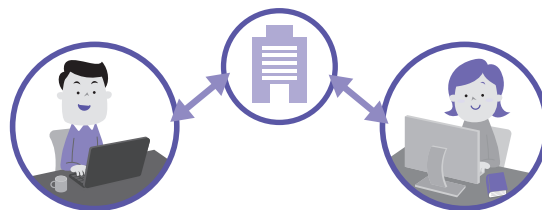
テレワークを導入する場合、企業側は様々な配慮をする必要があります。使用者側は、まず労働者に労働条件を明示する必要があります。勤務場所、労働時間についての規定、労働時間の把握方法等の明記が必要です。労働時間はなるべく客観的な把握方法が良いのですが、本人の自己申告に頼るしかない場合、自己申告制の適正な運用ガイドラインを作成し、十分説明をし、従来の労働時間との著しい差異があれば補正し、過少報告になるような措置を設けないことが求められます。また、中抜け時間の取り扱いの規定も必要です。外出時間や出張旅行中の移動時間にパソコン等を用いて業務を行うのも労働時間に入ります。テレワークでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、労働時間が8時間を超える場合は60分以上の休憩を与えなければなりません。

▼長時間労働をどう避けるか

在宅での長時間労働は避けるべきです。時間外労働については、事前に申告し使用者の許可を得なければならず、かつ、時間外労働の実績を事後報告しなければならない事業場において、事前申告がなかった場合又は事前許可がなく、事後報告がなかった場合には、労働時間に該当しません。使用者からの強制や義務付けの事実がある、業務量が過大又は期限の設定が不適切である場合、時間外にその労働者からメールが送信されている、時間外に労働しなければ生み出し得ないような成果物が提出された場合等は、時間外労働をしたと判断されます。長時間労働の防止策としては、メール送付の抑制（上司への徹底）、システムへのアクセス制限、テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等、長時間労働等を行う労働者への注意喚起が必要だと言われています。

▼健康管理

健康管理が必要なのは当然です。必要な健康診断とその結果等を受けた産業保健スタッフの指導、長時間労働者に対する産業医による面接指導、ストレスチェックで高ストレス者だった人への面接等、を実施する必要があります。テレワークをする部屋の作業環境も大切です。部屋の広さ、明るさ、窓と換気、机や椅子の大きさ・高さ・快適さ・作業姿勢、室温を管理できる施設（エアコン等）、パソコンの画面の輝度と操作性等を適切にしておく必要があります。労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じたテレワークにおける災害は、自宅が発生しても業務上の災害として労災保険給付の対象となるので、上記作業環境の確保は大切です。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

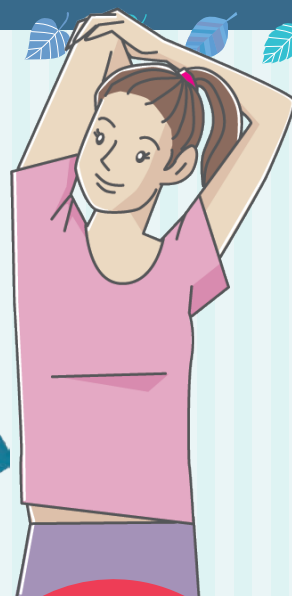
電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

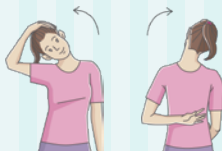
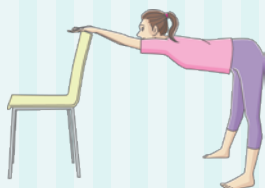
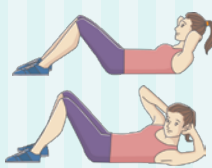
皆様の職場へ 運動指導者を 派遣します！



派遣費用
無料

※ 研修会や講習会にご利用ください ※

会員事業所(協会費を納付されている事業所に限ります)の職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、職場で行う健康づくり講習会等に健康運動指導者を派遣します。



- 講師の派遣費用は無料です。
- 対象人数は5人以上です。
- 講習会は1時間程度です。
- 健康づくり講習会の内容例
健康づくりに関する講演、
ストレッチング、健康体操、
肥満の解消法などの実技指導
- 講習会の曜日・時間の設定は自由です。

就業後や休日の
開催も可能です

※講習会の内容及び曜日・時間帯につきましては、なるべく事業所のご要望に応じさせていただきます。

※派遣申込書は当協会ホームページから印刷してご利用ください。